

## 令和4年度 美食のまち小田原推進事業支援業務委託仕様書

### 1 業務名

令和4年度 美食のまち小田原推進事業支援業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで

### 3 業務の目的

美食のまち小田原推進事業（以下「美食事業」という。）は、市政運営全般の2030年のありたい姿とその実現に向けた取り組みをまとめた第6次小田原市総合計画に基づく新規事業で、民間事業者等と連携し、小田原の豊かな食材や人材の付加価値を高めることで「美食のまち」のイメージを市内外に定着させ、「食」を活用した事業を展開し、事業者の誘致や連携の促進及び観光客の増加と観光消費額の増額等の効果を図り、地域経済を活性化させることを目的としている。

本業務は、これらの目的を達成するための事業計画等の策定に係る企画・運営とプロモーション・情報発信基盤整備について、企画提案と運営を求めるものである。

### 4 業務の前提となる方向性と企画提案に求める留意事項

別添の「令和4年度 美食のまち小田原推進事業支援業務別添資料」も参照すること。

#### (1) 小田原市が掲げる「美食」の定義

小田原市が掲げる美食とは、「豊かで活気あふれる食のこと」であり、「食への喜びと意識を高めること」とする。

- ・ 「豊かで活気あふれる食のこと」

小田原市は森里川海がひとつらなりの豊かな自然に育まれた、多様な地域資源を有している。特に、海は新鮮な魚介類が水揚げされる漁港・魚市場、山は柑橘類等をはじめとする農産物の畑に代表されるように、食の恵み豊かな立地環境を市内外の人が再認識し、より活気あふれる食のシーンを目指すものである。

- ・ 「食への喜びと意識を高めること」

小田原市には恵み豊かな食の魅力に真摯に向き合う情熱をもった食の生産者、関連事業者たちが存在する。そういう地域の食のスペシャリストたちの思いをもっと広く知ってもらい、知識や体験を共有することで、小田原の食を再認識・再発見し、食への喜びが増すような食への取り組みが市内に沸き起こることを目指すものである。

#### (2) 基本とすべき4つの柱

美食事業の推進にあたり、小田原市では基本とすべき4つの柱を考えている。本

業務では、この柱をすべて活用した事業提案を求める。

ア 美食アンバサダー的人材の活用

- ・ 発信力と影響力があり、小田原市の食の価値を高めて市内外に広める食のインフルエンサー
- ・ ミシュランの星を獲得しているシェフ、国内外で著名な食通家等を想定
- ・ 生産者や事業者等と意見交換や連携を行うことで食材の価値向上や人材育成に貢献が期待できる者
- ・ 小田原市の食材等を自ら活用する、小田原市の魅力を自ら発信するなど、イメージの向上・定着に貢献が期待できる者

イ 美食リーダー的人材の活用

- ・ 食や食材への意識が高く、ア的美食アンバサダーとともに、本市の食の価値を高める存在
- ・ 美味しいものを提供するための研究、努力、挑戦をしている者
- ・ 所在地は問わないが、市内の生産者や事業者と連携し、新たな事業提携や販路拡大への貢献が期待できる者
- ・ 本市の食や食材に価値を見出して活用する者（すでに活用している者も含む）

ウ 「小田原漁港周辺」エリアと魚の活用

- ・ 「小田原漁港」と「魚」のイメージを格上げする取組
- ・ 「小田原漁港周辺」エリアの持つポテンシャルを引き出す取組
- ・ エリア一体で観光客等の回遊性を高め、滞在時間と消費額の増加を目指す取組
- ・ 魚の鮮度や種類の豊富さに付加価値をつけ発信する取組

エ 農業とのふれあい

- ・ 産地としての豊かさや地域性をアピールする取組
- ・ 市民や小田原市を訪れる人のライフスタイルの中に個のつながりを重視した「農」を組み込むことで、再来訪（リピーター）や就農、移住、定住が期待できる取組

(3) 小田原市の食の現状と課題

ア 都心からの交通の便もよく距離も近い立地環境と、新鮮な食材が地元で作られすぐに手に入る豊かさは小田原市の強みである。

イ 特に魚は鮮度や種類の多さ、品質についての評価が高い。食の資産として認知度が高く、集客源となっている。

ウ 目的地となるような飲食店が少なく、「かまぼこ」や「梅干し」のイメージが強いことから、新しいものに疎く古いままのように思われてしまう。これについては、発信力の弱さにも原因があると考えられる。

エ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で生活や居住の意識に変化がある今を、移住や起業を誘致するなど新しいことを始めるチャンスととらえている。

#### (4) 企画提案に求める留意事項

- ア 4つの柱を活用し、他にはない圧倒的な魅力を創出し、高い完成度で発信することで注目を集め、まずは小田原市に食のイメージを定着させること。
- イ 本業務では4つの柱で目的の達成を求めるが、本業務を継続することで他の産業にも経済効果が波及する取り組みとすること。
- ウ 「美食」及び4つの柱の呼称は暫定のもので、定義及び意図をより明確に表現したものがあれば提案すること。
- エ 現在の小田原市の食のイメージに固執せず、4つの柱に加えた新たな発想も盛り込み、新しい魅力を導き出すこと。

#### 5 業務内容

上記「3 業務の目的」を実現するため、令和4年度に取り組むべき業務は以下のとおりとする。なお、業務内容には上記「4 業務の前提となる方向性と企画提案に求める留意事項」を必ず反映すること。

##### (1) 事業計画等の策定に係る企画・運営

財源確保を前提として、事業実施予定である令和6年度末（令和7年3月末）までを想定すること。なお、令和5年度、6年度については見積限度額と同額（28,230,000円）で見込むこと。

##### ア 事業計画案の策定

- ・ 事業全体を象徴し、小田原市らしさを印象付けるキャッチフレーズの作成。
- ・ 美食事業の目的と本市が掲げる「美食」の定義及び基本とすべき4つの柱を網羅したコンセプト案の作成すること。
- ・ コンセプト案の作成については、美食事業の目的を達成するために基本とすべき4つの柱に加えた視点も盛り込むこと。
- ・ コンセプトに基づく具体事業案の作成。その運営手法、想定される効果をそれぞれ明らかにすること。
- ・ コンセプトに基づく美食事業のブランディング（戦略設計、ビジュアルデザイン、PDCA等）の作成とクリエイティブディレクションを行うこと。
- ・ コンセプトとブランディングに即したプロモーション計画の作成。プロモーションにはIT、イベント、メディア、その他を用いることとし、それぞれについて提案すること。
- ・ 美食アンバサダー及び美食リーダーの選定に際し、企画提案書の作成段階において、候補者への個別の連絡は、行わないこと。
- ・ 事業全体及び具体事業の課題の整理と解決策案の作成。
- ・ 事業全体及び具体事業の各工程を明確にした表又は図の作成。

##### イ 推進を行う組織体制の構築支援

- ・ 事業計画案について協議を行い、かつ、具体事業を推進するための組織体制

と構成員について提案すること。なお、事業実施予定期間後においても美食事業を財政的かつ運営的に自立可能な運営組織の母体となるように想定すること。

- ・ 具体的な構成員の選出は委託者との協議により行うが、計画推進にあたり想定される役職・資格等を挙げること。
- ・ 専門家等を起用する場合は、具体的人物を提案すること。
- ・ 企画提案書の作成段階において、候補とする構成員等への個別の連絡は、行わないこと。
- ・ 組織体制の名称について提案すること。
- ・ 構成員選出後の参加の依頼、調整等について委託者の支援を行うこと。
- ・ 構成員に報酬・交通費等の支出が想定される場合は受託者の負担とすること。

#### ウ 推進を行う組織体制の運営支援

- ・ 会議の招集（構成員の日程調整を含む）、資料の作成、議事進行、会議録の作成を行うこと。
- ・ 上記アイについて事業概要としてまとめたものと、事業概要を簡略化した要約版を作成し、常に提示できるように協議の結果に応じて改定すること。
- ・ 事業計画の協議と具体事業の推進に必要な活動頻度や時期等について具体的に記載すること。
- ・ 組織体制の活動の場については、市内で公共施設を利用する場合は委託者にて会場の確保及び会場使用料を負担するが、それ以外の会場の場合は受託者にて確保及び使用に伴う全額の費用負担をすること。
- ・ 事業計画に基づき、具体事業の進捗・推進等の管理を行うとともに、効率的に最大限の効果を出せるよう事業相互の連携など最善策を模索し、提案すること。
- ・ 運営にあたっては委託者と密に連絡調整を行いながら、主体性をもって行うこと。

#### (2) プロモーション・情報発信基盤整備

- ア (1)アで提案したプロモーション計画のうち、令和4年度内に実施する方法について、IT（ウェブサイトの構築を含む）・イベント・メディア・その他としてそれぞれ提案すること。
- イ 誰に対して・いつ・何を・どこで・どのように周知するかを明確にし、準備から実施当日の工程と予算を明らかにすること。
- ウ イベント等において、市内で公共施設を利用して開催する場合は、委託者にて会場の確保及び会場使用料を負担するが、それ以外の会場の場合は受託者にて確保及び使用に伴う全額の費用負担をすること。
- エ イベント等において、受託者の責による延期及び中止に関わるキャンセル料等の費用については原則受託者の負担とする。天災等受託者の責によらない場合は、委託者と協議することができる。

オ ウェブサイトの構築にあたっては、以下について考慮すること。

- ・ www サービスを利用し、www 通信で表示が可能な形式で記述された文書を配信すること。
- ・ 記述される内容に文章・写真・図表・音声・動画・アニメーションを用いる場合、www サービスに準拠したソフトウェアを介すること。
- ・ 各種サーバー（WEB・データ・メール・FTP・ドメインネーム）の運用管理・保守を行うこと。
- ・ 不具合の修正や処理、セキュリティ管理、バージョンアップ等、WEB サイト更新システムの運用・保守を適宜行うこと。
- ・ 閲覧者はパソコン、スマートフォン、タブレットを利用し、OS は Windows、Mac OS、Android、iOS で、ブラウザは Internet Explorer、Firefox、Safari、Chrome と想定すること。
- ・ 機密性の高いデータセンターを使用し、不正アクセス・ウイルス・ハッキング及びトラッキング対策を行うこと。
- ・ その他、サイト運営及び美食事業の周知にあたり必要と思う機能・設定・業務があれば提案すること。
- ・ 本業務終了後も継続することができるサイトを提案すること。
- ・ 美食事業の趣旨や内容、魅力について分かりやすく紹介し、市民や観光客、民間事業者等の興味関心を掻き立てるものとする。

## 5 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令及び計画に準拠して実施すること。

## 6 受託者の義務

- (1) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者と詳細な協議を行い、委託者の承認後に業務を遂行すること。

なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足すること。

## 7 業務委託着手届等の提出

受託者は、本業務の契約締結後、速やかに委託者と詳細な打合せを行うとともに、次の書類を提出し、委託者の承認を受けたうえで業務を実施すること。

- (1) 業務委託着手届（様式）
- (2) 業務日程表及び現場代理人届（様式）
- (3) 業務工程表（任意様式）
- (4) 業務実施体系図（組織図）及び緊急連絡体制図（任意様式）

- (5) 打合せ資料及び記録簿（任意様式）
- (6) その他発注者が指示するもの

## 8 工程管理

受託者は、業務工程表に基づいて適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時委託者に報告すること。

## 9 再委託等

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で委託者の承諾を得なければならない。

## 10 貸与資料

本業務の実施にあたり、必要な資料を委託者より貸与するので、受託者は責任を持ってこれを管理し、汚損・紛失等のないよう取扱いには万全の注意を払うこと。

また、受託者は貸与された資料の重要性を認識し、個人情報保護の観点から情報の漏洩には十分留意し、常に貸与資料の管理状況を明確にし、必要がなくなった場合には速やかに返却すること。

## 11 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。

## 12 秘密の遵守

受託者は、個人情報保護法を遵守し、委託者からの借用物、本業務の内容及び業務に係る資料を委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受託者の社員はもとより、退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

## 13 契約不適合責任

受託者は、本業務完了後であっても、成果品に契約内容に適合しないものが発見された場合には、受託者の負担にて修正等を行うこと。

## 14 著作権の譲渡等

受託者は、成果品が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡することとする。

## 15 業務の完了及び検査

受託者は、業務完了後、速やかに次の書類を提出し、委託者の検査を受けるが、加除訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従うこと。

なお、加除訂正等にかかる費用は受託者の負担とする。

- (1) 業務委託完成届（様式）
- (2) 業務実施工程表（任意様式）
- (3) 業務委託報告書（任意様式）
- (4) その他発注者が指示するもの

## 16 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、委託者と受託者が協議のうえ、受託者は委託者の指示に従うこと。

## 17 成果品

以下のとおり提出してください。

- (1) 業務委託報告書 2部
- (2) 各種調査等報告書 2部
- (3) (1)(2)の電子データ 一式
  - ※ 電子データは PDF 形式（市ホームページ掲載用）及び編集可能な電子データ（Microsoft Office (Word、Excel など)。必要に応じてイラストレーター形式）とする。
  - ※ データは CD-ROM 等に保存する。
- (4) その他委託者が指示するもの

## 18 成果品の二次利用

本業務による成果品の著作権は委託者に帰属するものとし、また、委託者は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。なお、関係機関の提供など二次的な利用についても可能とする。